

各務原都市計画地区計画の決定（各務原市決定）

各務原都市計画 南町地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	南町地区地区計画	
位 置	各務原市鵜沼南町1丁目～4丁目の一部、古市場町4丁目、東町2丁目・5丁目の一部、山崎町1丁目の一部	
面 積	約42.6ha	
区域の整備 ・ 開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、住居系用途の既存市街地と東側で隣接しており、また、近隣商業核の形成を目指す鵜沼駅周辺の既存商店街区に近いことから、全域において宅地化がかなり進行している。なお、国道21号線、都市計画道路犬山東町線、犬山笠松線等市東部の交通の要ともなる区域である。</p> <p>当地区の今後は、幹線沿いに沿道型商業施設を、その他は住居系施設の配置を誘導するものとし、市街化の進展に合わせた地区施設及び建築物に関する計画を定め、住・商施設が混在しないよう開発行為や建築行為を適切に誘導して、調和のとれた市街地の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>幹線沿いには、商業施設を中心とした街区を構成し、その他は隣接する既成市街地の住区単位にとりこんだ住居系街区としての土地利用を促進する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区施設については、現道を中心とした補助幹線道路・区画道路を適正に配置する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>周辺の土地利用からみて当地区は、大部分が住居系用途とすることから、日照等のスペースが確保されたゆとりある低密な住宅市街地が形成されるよう誘導する。</p>